

タブレット端末等貸与届出書兼誓約書

（宛先）新発田市教育委員会 教育長

以下の項目について確認し、タブレット端末及び付属品の貸与を受けたことを届け出ます。

●確認事項（□に✓をつけてください）

「貸与に係る留意事項」を遵守し、借用した機器を丁寧に、かつ適正に取り扱うことを約束します。

年 月 日

所 属	新発田市立	学校
	年 組	番
児童生徒氏名		
保護者氏名（自署）		

タブレット端末及び付属品の貸与に係る留意事項

- 市立学校に在籍する児童生徒にタブレット端末等機器（以下「貸与機器」という。）を無償貸与します。貸与機器の利用にあたり、本書の提出をお願いします。
- 貸与期間は義務教育が終了するまでとします。
- 本書は年度ごとに提出してください。
- 市立学校に兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。
- 転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

公序良俗に反することや違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。市教育委員会において貸与機器の通信記録や Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。

なお、学校外での利用におけるインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気料金については、ご家庭でご負担をお願いします。

貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。

- (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に毀損すること。
- (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与機器を利用し、他者に対して損害や悪影響を与えること。
- (5) 教育委員会が定める新発田市 GIGA スクール運用ガイドラインに反すること。
- (6) その他機器貸与の目的に反すること。

貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合は、速やかに学校に報告した上で学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理しないでください。

モバイル Wi-Fi ルーター等貸与申請書兼誓約書

（宛先）新発田市教育委員会 教育長

以下の項目について確認したので、モバイル Wi-Fi ルーター及び付属品の貸与を申請します。

●確認事項（□に✓をつけてください）

「貸与に係る留意事項」を遵守し、借用した機器を丁寧に、かつ適正に取り扱うことを約束します。

年 月 日

住 所	
保護者氏名（自署）	

児童生徒情報（兄弟姉妹すべてのお子様の情報を記載ください。）

児童生徒氏名	在籍校名	備考（学年-組-番号）

※市立学校に兄弟姉妹がいる場合は、最も上の学年のみ本書を提出してください。

裏面も忘れずにご確認ください。

モバイル Wi-Fi ルーター及び付属品の貸与に係る留意事項

- 市立学校に在籍する児童生徒の保護者にモバイル Wi-Fi ルーター等機器（以下「貸与機器」という。）を無償貸与します。貸与機器の利用にあたり、本書の提出をお願いします。
- 貸与期間は、貸与した日の属する年度の末日を超えない範囲までとします。
- 本書は年度ごとに提出してください。
- 転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

●確認事項（□に✓をつけてください）

- 公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。
市教育委員会において貸与機器の通信記録や Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。
なお、学校外での利用におけるインターネット接続に係る SIM カードの契約料や通信料金、充電の際の電気代については、ご家庭でご負担をお願いします。
- 貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
- (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に毀損すること。
 - (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与機器を利用し、他者に対して損害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会が定める新発田市 GIGA スクール運用ガイドラインに反すること。
 - (6) その他機器貸与の目的に反すること。
- 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合は、速やかに学校に報告した上で、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理しないでください。

学習用情報通信機器等貸与異動（変更）届出書

年 月 日

（宛先）新発田市教育委員会 教育長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

（対象者との続柄）

貸与を受けた学習用情報通信機器等について、下記のとおり異動（変更）しましたので、届け出ます。

児童・生徒名等	氏 名	
	学 校	新発田市立 学校 （ 年）
異動事項	<input type="checkbox"/> 申請内容について、下記のとおり変更が生じた。	
	変更内容	
	<input type="checkbox"/> 貸与された通信機器の利用を終了する。	
	理 由	